

## (7) 深夜業従事者の健康管理

社会環境の変化にともない、深夜労働に従事する労働者が増えている。深夜労働は本来の生理的リズムと異なった労働形態である為、身体への負担が大きい。その為現在では、安衛法では深夜業従事者に対して、6ヵ月以内ごとに定期健康診断を行う事が定められている。深夜業に従事する労働者の健康管理の充実を図る為に、平成11年5月の労働安全衛生法が改正され、「自発的健康診断制度」が設けられた。これは、深夜業に従事する労働者が、健康不安を感じたときなどの場合、自ら受けた一定の健康診断の結果を事業者に提出できるとしたもので、事業者は、従来の定期健康診断と同様に提出された健康診断の結果に基づき適切な就業上の措置等を講じなければならない。

### 自発的健康診断制度について

#### a. 自発的健康診断の受診及び結果の提出

##### i) 対象となる労働者

- ① 常時使用されている労働者
- ② 当該健康診断を受けた日前6ヵ月間を平均して1ヵ月あたり4回以上(6ヵ月間に24回以上)深夜業に従事した労働者
- ③ 深夜業とは午後10時から午前5時までの業務をいう

##### ii) 自発的健康診断の項目

定期健康診断と同一の項目

##### iii) 当該健康診断を受けた日から3ヵ月以内に提出

##### iv) 事業者はこれを5年間保存しなければならない

#### b. 自発的健康診断の結果に基づき事業者が講ずべき措置

##### i) 医師の意見の聴取

##### ii) 意見の聴取は2ヵ月以内に行うこと

##### iii) 必要に応じて作業の転換、深夜業の回数の減少など

##### iv) 必要に応じて医師等による保健指導

#### c. 自発的健康診断受診支援助成金制度

##### i) 支給対象者

前項の要件をすべて満たすととも同一年度に当該助成金の支給を受けていないこと

##### ii) 助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用の4分の3に相当する額が助成される。ただし、その4分の3に相当する額が7,500円を超える場合は7,500円とする

##### iii) 助成制度の手続き等

最寄りの産業保健推進センター、労災病院、都道府県労働局、労働基準監督署又は地域産業保健センターで説明を受けられる

